

令和8年8月24日

お客様各位

福岡信用金庫

「貸金庫規定」改定のお知らせ

平素は福岡信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫は、金融庁による「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正等を受け、貸金庫業務の更なる適正化を図るべく、下記の通り貸金庫規定を改定いたします。なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客様にも適用されますので、予めご了承ください。

今後ともお客様に安心してご利用いただけますよう、管理体制強化やサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1.対象規定 貸金庫規定

2.改定時期 令和9年2月1日

3.主な改定内容

主な改定内容は以下の通りです。詳細は[新旧対照表](#)をご参照ください。

- (1) 貸金庫に格納いただけないものに「現金」、「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの」、「危険物や変質、腐敗の恐れがあるもの」を追加
- (2) 貸金庫を適切にご利用いただいていることを、書面等でご申告いただく旨を追加
- (3) 貸金庫の不正利用が認められた場合は、強制解約となる旨を追加

4.お客様へのお願い

現在、貸金庫内に現金や危険物等を格納されているお客様におかれましては、次回ご来店時にお取り出しをいただきますようお願いいたします。

なお、前項3.(2)に記載の書面につきましては8月より順次郵送いたしますので、お手元に届きましたら、ご確認いただきご申告をお願いいたします。

以上